

次回公判は1月10日(金)

午前10時15分～ 大阪地裁609号法廷

NO, V

発行日 2013年 12月 5日

発行責任者 田植裁判闘争を支える会事務局

「田植裁判」第5回公判(11月22日)

# 裁判長、被告提出資料を一蹴

## 被告は人事考課だけが頼りに

11月22日に開催された第5回公判の609号法廷は、何か様子が変わっていた。いつもなら原告席には森代理人一人が座るのだが、この日は横に原告の田植重男さんの姿があった。前日、高知を出発し、神戸市内の組合員宅で一泊。公判開始後、初めて自分の裁判を目にすることになった。

さて、この裁判「注文の多い料理店」ならぬ、被告への注文の多い裁判となっているが、今回は如何に・・・。

裁判長：被告側書面の内容だけでは、ビジネス資格1級の評価として、どういう事実をもって評価しているのかがよく分からない。

被告：これだけの資料で十分である。

裁判長：評価の資料を出さないということであれば、評価の証拠というものが出てこない。

原告：そもそも、評価の基準となる資料は在るのか。当方は、資料など存在しないのではないかと考えている。在るのか、無いのか、はっきりさせていただきたい。

被告：後日、回答する。

原告：上長は、田植さんの販売が悪いからI評価を出したと言ってる。販売は評価の対象にすべきではないと、高裁の判例もあることから提訴してきた。

被告：販売を評価の対象にしていない。今回、資料を出している。以前にも原告の販売実績が悪い時もあるが、その時の評価はIIとなっている。

裁判長：原告は平成23年の上期の評価で「販売を対象にされた」と言っているのであって、他の評価については何も言っていない。そうですね、原告。

原告：その通りです。

裁判長：他の期間の評価は関係ない。



中央の仁王立ち？が田植さん

(11月22日、大阪地裁、いつもの窪みで・・・)

被告：……。 (傍聴席からはクスクスと失笑が・・・)

裁判長：田植さんの評価資料は他にないのか。

## 傍聴の仲間に感謝

### 公判に参加して・・・田植重男

遅ればせながら5回目の公判にやっと自分の裁判に参加することが出来ました。原告席では何もしゃべらなくていいのに何故か緊張してしまいました。

裁判長が、被告準備書面(4)の資料に対して「他の期間の評価は関係ない」と相手にされず、被告の「他の期間では販売が0にも拘らずⅡ評価となっているので販売と評価は関係ない」という目論見は一蹴された形となりました。

今回は他にもやり取りがあり、被告代理人がシドロモドロになる場面も見られました。

公判が終わった後の集会の場で森弁護士から「NTT側をかなりのところまで追いつめてきた」との力強い発言もあり、大変勇気づけられました。

忙しい中、裁判の傍聴に駆けつけていただいた皆さんに感謝致します。又、Kさん御夫妻には大変お世話になり、有り難うございました。

皆さんのさらなるご支援と「支える会」への入会をよろしくお願い致します。

被告：合理的な資料があるので出してゆく。

裁判長：合理的な資料なら、出して下さい。今回は1月10日、午前10時15分。

・・・それなりに、注文はあったようだ。

今回の法廷でのハイライトは、田植さんも感想で述べている、被告提出資料のことだろう。

この資料、現在、審理している評価期間を起点に過去へ遡ること、5年。平成19年からの販売実績と評価の相関を表にしたもの。

この表によると、平成20年度上期、下期、21年度下期、22年度下期の評価が、販売実績が“0”であるにも関わらず、C評価(現Ⅱ)となっている。

被告フィールドテクノ社は、この事実が「販売で評価はしていない」との何よりの証拠だ、と考えたのだろう。被告代理人からは起死回生、一発逆転だ、との意気込みが伝わってきそうであった。だが、生き返ることはなかった。

裁判長の「平成23年上期の評価のみが審理の対象」との判断であつてなく、一蹴されてしまった。そして、傍聴席からは失笑。この時はさすがに、被告代理人がかわいそうに思えてならなかった。

だが、この資料、見方を変えれば「販売0でも過去4回、Ⅱ評価になっている。今回のⅠ評価は

やっぱり、販売を評価の対象にしたからに違いない」とも受け取れるのでは・・・。

ハイライトの他に、もう一つ。森代理人が「評価資料は在るのか、無いのか」との質問に、被告代理人は即答できなかった。被告準備書面では内部資料なので提出できないとしている。「提出できない」とは「在るが、提出できない」の意だろう。即答できなかったのが、不可解だ。

今回の審理は11月13日に提出された被告準備書面(4)について、行われたものだが、書面での被告主張を森弁護士は「人事考課に逃げ込んだ」と評した。どういう事だろうか。被告準備書面(4)を見てみよう。〔被告準備書面(4)は田植裁判ホームページに掲載済みです〕

被告準備書面(4)では「人事考課には使用者の広範な裁量が認められている」として大阪高裁平成9年11月25日の判決を持ち出した。その判例は「人事考課をするに当たり、評価の前提となった事実について誤認があるとか、動機において不当なものがあつたとか・・・評価が合理性を欠き、社会通念上著しく妥当を欠くと認められない限り、これを違法とすることはできない」と言うもの。

公判後の集会で森弁護士は「人事考課は私の弁論で打ち破る」と、勝算ありの余裕を見せた。また、「被告から資料が出なければ、裁判長はいつでも結審する構えだ」とも。裁判も佳境に入ったようだ。